

登校許可証明書（法定感染症）

千葉商科大学

所属・学年	学科・研究科	年
学籍番号		
氏名		

上記の学生は、下記疾病が治癒し、感染の恐れがありませんので登校許可を証明します。

感染症名（該当欄に○をつけて下さい）

該当	分類	感染症種類（病名）	登校禁止期間の基準
	第1種	[]	治癒するまで
	第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
		第3種	[]

初診： 年 月 日
 登校禁止期間： 年 月 日 から 年 月 日まで
 登校許可： 年 月 日 から

年 月 日

医療機関名

医師名（自署）

①

※この証明書による情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者への開示は致しません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難である場合は、この限りではありません。